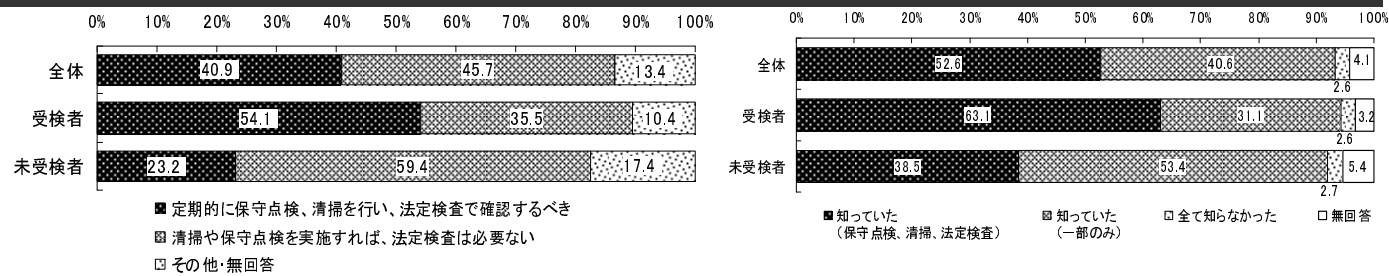


(アンケート調査結果の結果概要)

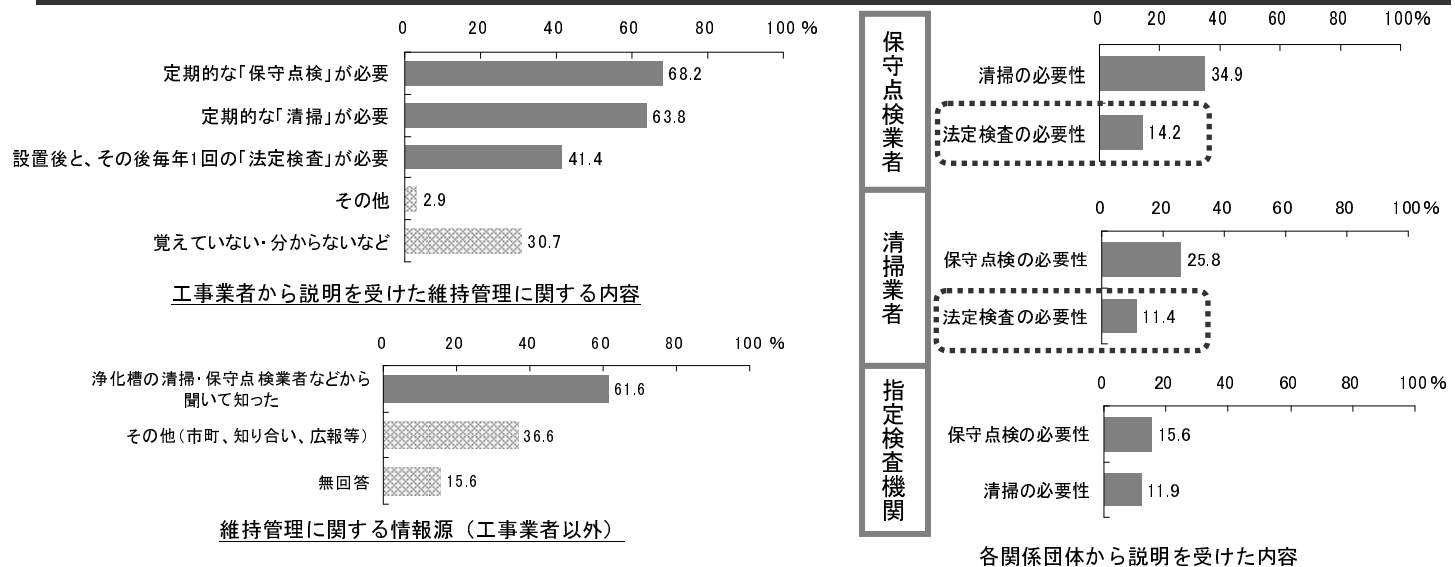
● 浄化槽や維持管理に対する認識状況



⇒水環境の保全や浄化槽の各維持管理に対する理解が不足している。

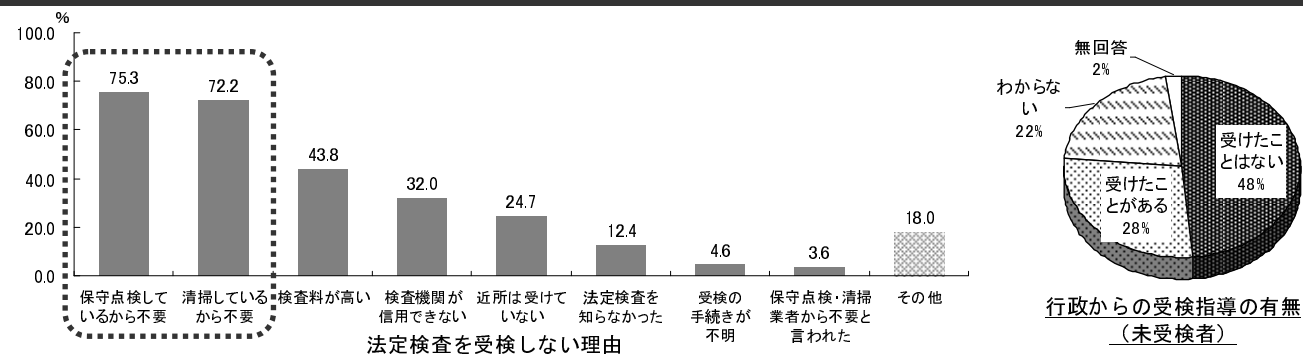
維持管理の実施義務に対する認識状況

● 維持管理に関する情報源



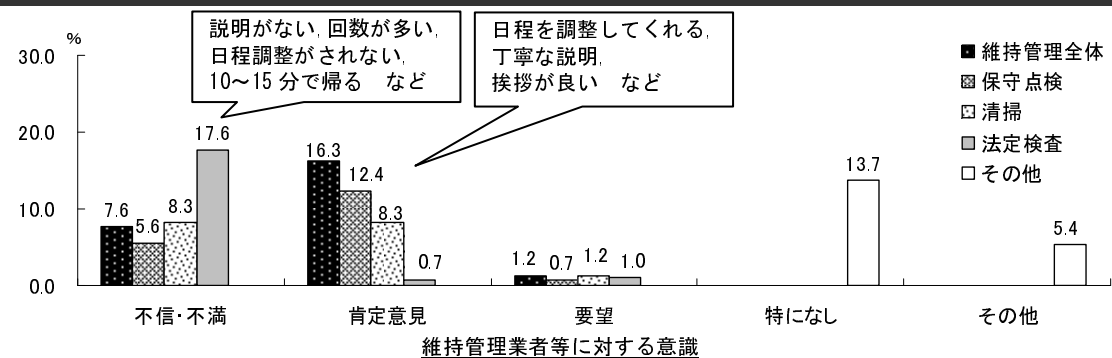
⇒管理者にとって、工事業者や各維持管理関係業者が主な情報源になっている。
 ⇒法定検査の必要性に関する説明は、保守点検・清掃と比較して低い傾向がある。
 ⇒関係業界が連携した維持管理の説明・普及啓発が十分でない。

● 法定検査 未受検者の未受検理由や受検指導の状況



⇒法定検査に対する理解が十分でないことや不慣れが、未受検に繋がっている。
 ⇒未受検者に対する指導が十分でない。

● 自由意見



⇒法定検査に対する不信・不満が多い傾向がある。(説明がない、日程調整がされない、回数が多いのではない、10~15分で帰る など)
 ⇒維持管理全体に対して不信・不満がある一方で、肯定的な意見も見られる。(日程調整してくれる、丁寧な説明、挨拶が良い など)

浄化槽の適正な維持管理促進のための方策について

～水環境保全と浄化槽の社会的信頼の確立に向けて～

(「浄化槽の適正な維持管理促進のための検討会」における意見のとりまとめ)

概要版

平成 26 年 3 月

広島県環境県民局循環型社会課



浄化槽の適正な維持管理促進のための方策について 概要版

(「浄化槽の適正な維持管理促進のための検討会」における意見のとりまとめ)

～水環境保全と浄化槽の社会的信頼の確立に向けて～

広島県環境県民局循環型社会課

趣 旨

生活排水処理のための社会的基盤の一つである浄化槽について、適正な維持管理に向けた対応策を検討し、関係事業者、指定検査機関、県及び市町の連携強化を図り、取り組むことにより、浄化槽の本来機能の発揮に不可欠な適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を浸透させる。

浄化槽の適正な維持管理により目指す姿

- 浄化槽の意義・役割が浄化槽管理者に十分理解されることにより、浄化槽が適正に設置、管理され、恒久的な污水处理施設として社会的役割を果たしている状態
- 合併処理浄化槽の普及と污水处理率の向上
- 公共用水域等の水質保全
- 生活環境の保全及び公衆衛生の向上

現 状 と 課 題

広島県における維持管理の現状

- 設置基数約181千基（24年度末）の適正な維持管理が必要
- 法定検査受検率(11条) 58.7%(24年度末)

＜目標＞ 27年度末までに概ね70%まで向上（第3次広島県廃棄物処理計画）

これまでの取組

- ◆市町への浄化槽事務（設置届等の受理、維持管理指導の事務等）の移譲による効率的な維持管理事務の実施
- ◆技術上の基準項目を網羅した標準的な記録票様式を活用するなどした適正な保守点検・清掃業務の指導
- ◆各市町の受検指導など適正な維持管理促進に向けた取組（例：広報、台帳精査、未受検者への文書指導等）
- ◆効率化検査の導入及び指定検査機関2機関による法定検査体制の整備（BOD検査を導入しガイドライン検査項目の一部を軽減、新検査体制の広報）
- ◆法定検査実施や受検促進についての県、市町、指定検査機関の定期的な連携、調整等

浄化槽管理者への意識調査結果の分析による課題の抽出

①浄化槽の基本的な認識状況	＜意識調査による分析＞
➢水環境保全のための維持管理の必要性の理解不足	← 法定検査不要という誤った認識
②保守点検、清掃、法定検査に対する認識状況及び実施状況	
➢各維持管理の目的・必要性の理解不足	← 各業務の説明不足、維持管理情報の提供のバラつき
➢関係業界・機関の連携不足	← 維持管理情報が業者・機関止まり
③維持管理に関する実施義務の認識状況と情報源	
➢維持管理の実施義務や業務内容の理解不足	← 関係者が連携した説明や啓発の不足
④行政の広報に対する認識状況・意見	
➢広報が見られていない	← 分かりにくさやPR不足、取組のバラつき
⑤保守点検、清掃、法定検査や浄化槽に対する意見	
➢業者業務に対する不信	← 一部業者による短時間業務等への疑問
➢浄化槽台帳等情報の精度不足	← 廃止施設等の混在、精度を欠く情報での指導の手戻り
⑥法定検査の未受検理由と指導状況	
➢浄化槽管理者の不公平感の拡大	← 約半分の浄化槽管理者が法定検査を未受検
➢これまでの法定検査受検指導の効果が低迷	← 地域による取組状況の違い、関係者との連携不足

これまでの取組の評価や意識調査による課題等から得られる対応策の方向性を整理

課題の整理と対応策の方向性

○浄化槽管理者への働きかけについて
 (課題) 分かりにくい広報資料、各主体による啓発・広報の統一性の無さ、事業者からの説明不足や時期遅延による効果の減退など
 ⇒ **＜対応策の方向性：浄化槽管理者に対する取組強化＞** **保(1)、指(1)、行(1)**

○維持管理関連業者等のスキルの維持・向上について
 (課題) 業界団体内開催による研鑽意識の後退、外部情報の反映等スキルアップツールの不足、管理者の信頼獲得意識の低さなど
 ⇒ **＜対応策の方向性：事業者等の自主的な取組強化＞** **保(2)(3)、指(2)(3)、行(2)**

○台帳等情報の精度向上について
 (課題) 廃止施設等の混在など精度を欠く管理者情報による指導事務の手戻りの発生、独自仕様による情報処理労力の肥大など
 ⇒ **＜対応策の方向性：台帳等情報の精度向上・効率化の取組強化＞** **指(4)、行(3)**

○適正維持管理や未受検者指導について
 (課題) 指定検査機関による受検案内の効果の低下、市町の取組意欲や指導状況の相違、関係団体による個別実施など
 ⇒ **＜対応策の方向性：関係者が連携した維持管理や未受検者指導強化＞** **指(4)、行(3)**

各主体の取組のまとめ

保守点検・清掃業者等関係事業者の取組

- 浄化槽管理者の理解促進のための説明・普及啓発の促進
 - 工事・保守点検・清掃業者による浄化槽管理者への説明、普及啓発（水環境保全等への理解、保守点検、清掃、法定検査の維持管理の必要性）
- 技術上の基準に沿った保守点検・清掃実施等のための取組促進
 - 技術上の基準に沿った保守点検・清掃の適正実施に向けた取組
 - 業務実務者のスキルアップ
- 浄化槽管理者からの信頼が得られる事業者としての取組促進
 - 浄化槽管理者との日程調整や自らの業務内容等の丁寧な説明
 - 浄化槽管理者の満足が得られる業務実施を業界全体へ広げるための取組

指定検査機関の取組

- 浄化槽管理者の理解促進のための説明・普及啓発の促進
 - 指定検査機関による浄化槽管理者に法定検査の必要性の理解が得られる説明、普及啓発（水環境保全等への理解、保守点検、清掃、法定検査の維持管理の必要性）
- 浄化槽管理者から信頼の得られる法定検査業務の実施のための取組促進
 - 規定された方法等に沿った法定検査の実施
 - 検査員・検査補助員のスキルアップ
- 指定検査機関としての社会的信頼の向上のための取組促進
 - 浄化槽管理者との日程調整や自らの業務内容等の丁寧な説明
 - 浄化槽管理者の満足が得られる業務実施
- 法定検査受検促進のための取組促進
 - 市町と連携した未受検者に対する受検指導

行政の取組

- 浄化槽管理者の理解促進のための説明・普及啓発の促進
 - 各関係事業者等と連携した浄化槽管理者に対する普及啓発（単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進等浄化槽による水環境保全等への理解、保守点検、清掃、法定検査の維持管理の必要性、浄化槽に関する届出等の手続き）
 - 浄化槽管理者の理解が得られる説明
- 関係事業者等の適正な維持管理業務の実施と信頼性向上の取組促進
 - 技術上の基準、規定に沿った適正な維持管理実施に向けた取組の支援
 - 適正実施や普及啓発活動に対するインセンティブの創設
- 浄化槽の適正な管理の促進
 - 法定検査未受検者の指導の取組の推進
 - 不適正判定浄化槽への助言・指導の取組の推進
 - 浄化槽の管理者情報や管理情報の適切な把握

今後の対応等

- 検討内容を踏まえ、引き続き、県・市町や関係事業者等が具体的な取組について意見交換・協議を進める必要がある。
- 取りまとめられた取組は、県・市町や関係事業者等が連携を図り、順次着実に推進する必要がある。

検討・促進すべき具体的な取組案

工事業業者等

- 浄化槽管理者の理解促進に向けた維持管理業務の説明・普及啓発
 - ・適正な維持管理義務の分かりやすい説明、リーフレット配布など
 - ・メーカーパンフレットへの維持管理内容の掲載

保守点検・清掃業者

- 浄化槽管理者の理解促進に向けた維持管理業務の説明・普及啓発
 - ・適正な維持管理義務の分かりやすい説明、リーフレット配布など（重点対象：未受検者、重点内容：法定検査）
 - ・自らの業務内容の説明（業務前説明、HPを活用した周知）や料金等の理解を得るための説明
 - ・行政による取組と合わせて行う業界による「浄化槽の日」などを機会とした広報活動
- 技術講習会等の開催（事業者対象）
 - ・業務の取組や管理事例の紹介、接遇研修を含めた技術講習等《行政と連携》
- 標準的な記録票様式を参考として活用するなどした適正な維持管理
- 不適正判定浄化槽の適正な維持管理
- 浄化槽管理者の負担にならない日程調整

指定検査機関

- 浄化槽管理者の理解促進に向けた維持管理業務の説明・普及啓発
 - ・適正な維持管理義務の分かりやすい説明、リーフレット配布など
 - ・自らの業務内容の説明（業務前説明、HPを活用した周知）
 - ・興味を引く広報（リーフレット、ポスター、HPなど）
 - ・「浄化槽の日」などを機会とした広域的な広報活動
- 浄化槽管理者講習会等の開催（管理者対象）
 - ・水環境保全から見た浄化槽の役割や浄化槽管理者の維持管理義務の説明《行政と連携》
- 技術講習会等の開催（事業者対象）
 - ・業務の取組や管理事例の紹介、接遇研修を含めた技術講習等《行政と連携》
- 不適正判定浄化槽の適正な維持管理の仕組みづくり《行政と連携》
- 浄化槽管理者への不適切対応の対処規定等の整理
- 浄化槽管理者の負担にならない日程調整
- 台帳整備の促進
 - ・市町と浄化槽台帳データの相互提供による浄化槽管理者の適切な把握（重点対象：単独処理浄化槽）
- 未受検者指導等の促進
 - ・未受検者への受検の働きかけによる受検の促進《行政と連携》

行政

- 浄化槽管理者の理解促進に向けた維持管理業務の説明・普及啓発
 - ・維持管理に関する周知方法の検討（より効果的な広報手段、分かりやすい説明内容等）
 - ・広報紙・HP・ポスター・懸垂幕等による分かりやすく興味を引く広報の実施と「浄化槽の日」などを機会とした広報活動の充実
 - ・工事業業者を含めた各関係事業者等や地域の環境活動等と連携・協力した説明（共通して使用できる説明素材やコンテンツの作成、関係事業者等への協力依頼等）
- 浄化槽管理者からの問い合わせの多い事項についてのQ&A等の作成検討
- 浄化槽管理者講習会等の開催
- 技術上の基準項目を網羅した記録票様式の活用等による適正な維持管理の周知指導等
- 関係業界、指定検査機関と連携した技術講習会等の開催（開催協力、講師の派遣等）
- 優良事業者認証制度等の検討
- 浄化槽台帳の精査、整備の促進
 - ・下水道台帳や指定検査機関との台帳データの相互提供による浄化槽管理者の適切な把握や精度向上、行政及び指定検査機関共通の管理機能の充実
- 浄化槽の休止制度の適切な運用の検討
- 指定検査機関と連携した法定検査未受検者への指導
- 浄化槽整備補助金申請への法定検査受検契約書（写）の添付など設置時に受検を確認・認識できる仕組みづくりの検討
- 不適正判定浄化槽に対する助言、指導
- 維持管理指導や講習会への支援
- 市町に対する技術的支援及び取組への協力（県）

現状とこれまでの取組

意識調査による課題の抽出

対応策の方向性の検討